

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月31日
【会社名】	サントリー食品インターナショナル株式会社
【英訳名】	Suntory Beverage & Food Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 和弘
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	03(3275)7022
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営企画本部長 三野 隆之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	03(3275)7022
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営企画本部長 三野 隆之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年3月27日開催の第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2020年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類
金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金39円
総額12,050,999,883円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

経営効率の向上と事業一貫の強化、また、サントリーグループ内のシナジー効果を図るため、本店を移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条の本店所在地を変更するものであります。

なお、本変更は、2021年に開催予定の第12回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。当該附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除いたします。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として小郷三朗、齋藤和弘、山崎雄嗣、木村穰介、鳥井信宏、井上ゆかりの6氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、千地耕造氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の補欠として、網谷充弘氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議の結果	賛成比率 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	2,792,580	480	1,900	可決	99.59
第2号議案 定款一部変更の件	2,792,697	366	1,900	可決	99.59
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件					
小郷 三朗	2,629,464	162,912	2,584	可決	93.77
齋藤 和弘	2,638,297	154,079	2,584	可決	94.09
山崎 雄嗣	2,637,511	154,865	2,584	可決	94.06
木村 穰介	2,637,545	154,831	2,584	可決	94.06
鳥井 信宏	2,637,453	154,923	2,584	可決	94.06
井上 ゆかり	2,748,326	44,736	1,900	可決	98.01
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件					
千地 耕造	2,554,177	238,206	2,584	可決	91.09
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
網谷 充弘	2,789,398	3,676	1,900	可決	99.47

(注) 1. 賛成比率は、小数点第3位を切り捨てて記載しております。

- 第1号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 第2号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 第3号議案、第4号議案及び第5号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分の議決権の数及び当日出席の一部の株主のうち賛成の意思表示が確認できた株主の議決権の数を合計したことにより、全ての決議事項は可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上